

令和元年6月4日現在

機関番号：14302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21134

研究課題名(和文)著作権の刑事罰・刑事手続が表現者に与える萎縮効果の研究

研究課題名(英文)Criminalization of copyright infringement and its chilling effect to users

研究代表者

比良 友佳理(Hira, Yukari)

京都教育大学・教育学部・講師

研究者番号：40733077

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は著作権侵害の刑事罰・刑事手続が、著作物ユーザーに与える萎縮効果を分析し、表現の自由とのバランスがとれた著作権法の刑事罰のあり方を検討するものである。

著作権侵害が刑事事件化されることで、被疑侵害者は強い萎縮効果を受ける。著作権法を表現規制立法であると認識した上で、刑事罰の種類や重さが比例性を満たすものであるかを検討することが必要であることを、欧州の裁判例や学説を参照しながら明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の我が国における著作権と表現の自由の研究は米国法を比較法の対象とするものが主流であったのに対し、本研究は、近年「基本権アプローチ」が発展しつつある欧州の議論を参考に、著作権侵害に対する刑事罰が表現の自由に与える影響を検討している点に特色を有する。

また本研究は、目下議論されている著作権侵害の非親告罪化やインターネット上の海賊版対策に関する著作権改正の議論にも有益な示唆を与えうると考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study analyses how criminal proceedings and criminal sanctions of copyright infringements invoke a chilling effect on freedom of expression and examines the balancing of copyright protection and freedom of expression.

When a copyright infringement becomes a criminal case, the alleged infringer faces a considerable chilling effect. It is essential to recognize copyright law as a restrict on expressive activity, and we should examine the proportionality of the criminal sanctions, especially the type of the sanctions and the amount of fine. In this regards, recent jurisprudence of the European Court of Human Rights will be suggestive for the analysis of Japanese law.

研究分野：新領域法学

キーワード：著作権 表現の自由 著作権法 知的財産権 知的財産法 萎縮効果 刑事罰 基本権

1. 研究開始当初の背景

著作権の過度の拡大や権利行使はユーザーの表現の自由を制約するのではない。インターネット技術・デジタル技術の発展に伴い、他人の著作物の利用が日常茶飯事になったことで、両者の緊張関係がこれまで以上に高まっている今日、著作権法と憲法で保障される基本的人権の一つである表現の自由との関係をいかに調整すべきかという問題は、我が国の著作権法学界でも最も注目を浴びているテーマの一つとなっている。

著作権侵害の法的効果は大きく分けて民事と刑事の二通りの方策がある。民事訴訟では損害賠償及び不当利得返還請求、さらに差止を請求することができ、特に差止は事実上、侵害品を世の中から排除する効果を持つため、被疑侵害者に与える萎縮効果が大きい。そのため、近年、侵害が非侵害かというオール・オア・ナッシングの発想ではなく、必要に応じて損害賠償を認めつつ、差止請求権の制限を行うという中庸的な方策の活用が注目されている。他方で、著作権侵害の刑事的側面についての研究はまだ成熟しているとは言い難い状況にあった。その背景には、著作権侵害が現段階では親告罪であるため、著作権侵害があっても刑事告訴まで至らなかったことが一因と考えられる。だが近年、そうした状況に変化が生じている。

一つは TPP などの条約交渉における著作権の非親告罪化の導入の検討である。仮に非親告罪化が本格導入されれば、権利者がお目こぼし的に事実上放任している、同人誌やネット上の様々な二次創作に対して大きな脅威になることが危惧される状況にあった。

もう一つは、「ハイスコアガール事件」での著作権侵害紛争の刑事事件化である。2014 年、ゲームのキャラクターを無断でマンガ作品中に登場させたことが著作権侵害に問われたこの事件で、著作権法違反を理由とする刑事告訴が行われ、出版社への家宅捜索や漫画の著作者、出版社の担当者らが書類送検されるという事態が発生した。これまで著作権侵害の刑事事件化は典型的な海賊版の事案等、著作権侵害が明らかな事案に事実上限られていた。この事件は著作権侵害の要件の一つである類似性の有無、あるいは適法な引用（著作権法 32 条）に該当するか否かという、専門家ですら著作権侵害・非侵害の判断が分かれる事案であったため、国家権力による強力な強制力を伴う刑事手続が採られたことに対し、研究者や実務家 27 名が、表現活動に対する萎縮が生じるとして反対声明を出すに至った（『「ハイスコアガール」事件について 著作権と刑事手続に関する声明』）。2015 年 8 月、当事者間で和解が成立したため事件自体は幕を引いたが、著作権侵害に基づく強制捜査が行われたことに社会は少なからず衝撃を受けたといえる。

このように著作権侵害の刑事罰・刑事手続をめぐる状況が揺れ動く時代において、著作権侵害の法的効果が具体的にどのような形で萎縮効果となりうるのかを明らかにし、著作権と表現の自由の適切な保護のバランスを検討することが喫緊の課題となっていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、著作権侵害の刑事罰・刑事手続が、著作物ユーザーに与える萎縮効果を解明し、表現の自由とのバランスがとれた著作権法の刑事罰のあるべき姿を提言することである。そもそも、著作権と表現の自由は社会全体の表現の豊富化という共通のゴールを持ちつつも、著作権法はその過程において他人の表現行為を規制してしまうことから、両者が複雑な対立構造にある。また、著作権と表現の自由の調整を立法にのみ委ねておいては、表現の自由が過度に制約される形で著作権が拡大する蓋然性が高いため、著作権法に関する憲法訴訟が仮に生じた場合、著作権法は司法による積極的な違憲審査の対象とすべき法分野であること、そして個別の侵害訴訟においても、裁判所による既存の条文の柔軟な解釈を通じて表現の自由に十分に配慮すべきであるという提言を行ってきた。これらの従来の研究を基盤として、そこに刑事的側面からの検討を加えることで、具体的にどのようなメカニズムで著作権の行使が表現活動に萎縮効果を与えうるのかを解明する。

3. 研究の方法

初年度の平成 28 年度は、著作権侵害の刑事罰に関するこれまでの動きや運用を包括的に概観することを第一の目標とし、その基礎資料の収集と整理を行った。また、国際ハーモナイゼーションが進む著作権法において特に重要な三極（日・米・欧）の動きを見極めるべく、これまで研究が手付かずであった欧州における著作権と表現の自由に関する裁判例を調査した。

翌年度の平成 29 年度は、前年度に引き続き、米国・欧州の著作権と表現の自由に関する裁判例の動きを調査するとともに、刑事罰のあり方について憲法的側面から検討を行った。調査の結果、近年の欧州では、表現の自由をはじめとする基本権に基づいて、著作権の行使が妥当なものであるかを具体的に検討する「基本権アプローチ」が発達しつつあることがわかった。このアプローチは、欧州人権裁判所によって採用されたのを皮切りに、フランスなど欧州各国の裁判所においても浸透しつつあり、本研究課題との関連で特に注目すべきは、著作権侵害に基づく刑事罰の重さ（特に罰金額）や刑罰の種類が、表現の自由の保障との関連で過度に重いものではないか、すなわち釣り合いの取れたものであるかという比例性原則の観点から審査されるという点である。

最終年度の平成 30 年度は、著作権に関する刑事罰と萎縮効果の関係について検討を行った。出版等に対する事前差止は表現活動に対する事前規制に分類されるため、表現の自由に対する萎縮効果が大きいのに対し、刑事罰は事後規制に分類されるため、一見すると相対的には萎縮効果が小さいと一般的には考えられてきた。しかし、強制的な捜査や、特に身体拘束を伴う刑事手続及び刑事罰は、人々に強い萎縮効果を与えるということが欧州において議論されており、それらの議論を分析した。

4. 研究成果

上記の研究方法に基づいて研究を遂行した結果、以下の研究成果が得られた。

(1) 著作権侵害が刑事事件化されると、表現行為を行う者には強い萎縮効果が働くが、最終的に有罪とならなくても、逮捕や捜査の対象とされる段階で、社会的スティグマを被るという問題がある。深刻な著作権侵害の横行に歯止めをかける上で刑事罰による威嚇や取締強化は重要で時に効果的な手段となりうるが、他方で処罰対象の明確化や非親告罪化の範囲の策定などに関して、表現の自由に必要な配慮を講ずる必要があるといえ、そのような制度設計においては、立法が重要な役割を果たすといえることを明らかにした。著作権の刑事政策を決定する上で立法が欠かせない役割を担うものの、著作権政策全般における立法過程には少数派バイアス問題などが存在し、著作権権利強化の方向に傾きがちであるという構造的問題も踏まえ、司法と立法の役割分担のあり方を考察し、論文「デジタル化時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究」に検討結果を反映させた。

(2) 欧州における人権保障の枠組みにおいて中心的役割を担う欧州人権裁判所が、著作権に基づく刑事罰及び損害賠償が、表現の自由に対する「干渉」であること、さらにその「干渉」が欧州人権条約 10 条(表現の自由)に違反する場合がありますを示唆する、画期的な判決を 2013 年に下した。これら Ashby 事件及び The Pirate Bay 事件の判旨を分析するとともに、米国のアプローチとも比較しながらその重要性を検討し、論文として発表した。米国や、これら 2013 年の欧州人権裁判所判決以前の欧州では、著作権と表現の自由は著作権に内在する調整原理、特に著作権の各種制限規定によって調整済みであるという考え方が主流であった。それに対し 2013 年の Ashby 判決、The Pirate Bay 判決は、著作権の行使が表現の自由に対する制約となりうるということを全面的に認めた上で、立法ではなく裁判所によるケース・バイ・ケースの衡量を志向している点で、従来とは大きく異なる判決であるといえる。しかしながら、欧州裁判所は諸般の事情を検討した結果、今回問題となった事案においては、欧州人権条約の各加盟国に「特に広い評価の余地」が認められるとして、条約違反を否定し、著作権と表現の自由の具体的な調整の仕方については各国に委ねることとした。また、本事案に関していえば、刑事罰を含む「干渉」が比例性原則を満たすと判断された。

(3) 上記欧州人権裁判所の判決の影響を受けて、フランスにおいても、著作権と表現の自由の関係に関する判例に動きが見られたことを明らかにした。従来、フランスにおいては、被疑侵害者が著作権侵害の責から免れるために表現の自由を引き合いに出しても、破毀院はそれを認めてこなかったという伝統があった。破毀院の見解としては、著作権と基本権のバランスはすでに立法者によって著作権の制限規定の中で考慮されているのであるから、そのバランスの外から表現の自由を持ち込むべきではないということである(例として、ユトリロ事件(Civ. 1re, 13 nov. 2003)等)。しかし、上記 2013 年の欧州人権裁判所判決の 2 年後、2015 年に、破毀院は Klasen 事件において、著作権と表現の自由の間の「適切なバランスについて具体的な方法で」探求しなければならないと判示し、抽象的に「上位の利益の不在」を指摘するのみで表現の自由に基づく抗弁を退けていた控訴院判決を破毀、移送した(Civ. 1re, 15 mai 2015)。具体的にケース・バイ・ケースで著作権と表現の自由を衡量すべきという破毀院の新しいアプローチは、事実上フランスにフェア・ユースを持ち込むことになり、フランス著作権法の伝統を打ち壊すのではないかという懸念が指摘される一方で、法が予め定める制限規定に束縛されない柔軟な衡量が可能になると肯定的に捉える説もあり、フランスの学説で激しい議論を巻き起こしている。これらの議論の詳細や、Klasen 事件判決後のフランス国内裁判所の下級審も含む最近の動きを追った論文を発表した。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 8 件)

1. 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究 (7・完)」知的財産法政策学研究 5 3 号 (2019 年) 75-107 頁・査読あり
2. 比良友佳理「改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権 食品包装デザイン事件」知的財産法政策学研究 5 3 号 (2019 年) 277-337 頁・査読あり

3. 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(6)」知的財産法政策学研究 50号(2018年)19-33頁・査読あり
4. 比良友佳理「著作権と表現の自由に関する欧州人権裁判所の新たな動き : Ashby 判決, The Pirate Bay 判決」AIPPI62 巻 12 号 24-50 頁(2017年)・査読あり
5. 比良友佳理「著作権と表現の自由の関係がもたらすフランス著作権法のパラダイム・シフト Klasen 事件・カルメル派修道女の対話事件破毀院判決を中心に」コピライト 57(678)号 36-47 頁(2017年)・査読なし
6. 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(5)」知的財産法政策学研究 49号 23-76 頁(2017年)・査読あり
7. 比良友佳理「論文執筆をめぐる著作権法上の諸問題 裁判例の分析を中心に」京都教育大学紀要 130号 71-84 頁(2017年)・査読なし
8. 比良友佳理「デジタル時代における著作権と表現の自由の衝突に関する制度論的研究(4)」知的財産法政策学研究 48号 61-95 頁(2016年)・査読あり

〔学会発表〕(計 5 件)

1. 比良友佳理「改変への包括的な黙示の同意と同一性保持権 食品包装デザイン事件」北海道大学知的財産法研究会 2018年9月15日 北海道大学
2. 比良友佳理「著作権と表現の自由に関するフランスの新たな動き—Klasen 破毀院判決(2015)のインパクトとその背景—」明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム「著作権法と憲法的価値を巡る新潮流 各国の議論と日本での動き」2018年3月19日 明治大学
3. 比良友佳理「著作権と表現の自由に関する欧州人権裁判所の判決」明治大学「知的財産権と憲法的価値」研究会 2017年7月29日 明治大学
4. 比良友佳理「著作権と表現の自由に関する欧州の新たな動き 欧州人権裁判所 Ashby 判決とフランス破毀院 Klasen/Malka 判決を中心に」同志社大学知的財産法研究会 2017年6月17日 同志社大学
5. 比良友佳理「著作権と表現の自由に関する近時の欧州人権裁判所判決について」北海道大学知的財産法研究会 2016年11月26日 北海道大学

〔図書〕(計 3 件)

1. 小泉直樹 = 田村善之 = 駒田泰士 = 上野達弘 『著作権判例百選』(第6版・有斐閣・2019年)(担当:分担執筆, 範囲:「46 アイディアと表現の区別 散在するアイディア [武蔵事件: 控訴審]」)(総ページ 232 頁)
- 2.
3. 志田陽子 = 比良友佳理 『あたらしい表現活動と法』(武蔵野美術大学出版社・2018年)(担当:分担執筆)(総ページ 381 頁)
- 4.
5. 志田陽子 = 岩切大地 = 奥山亜喜子 = 中村安菜 = 伊藤純子 = 比良友佳理 『合格水準 教職のための憲法』(法律文化社・2017年)(担当:共著、範囲:第7章「知的財産権と憲法」)(総ページ 297 頁)

〔産業財産権〕

なし

出願状況(計 0 件)

名称:
 発明者:
 権利者:
 種類:
 番号:

出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。